

寄附に係る基礎資料

平成30年7月12日
文部科学省



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

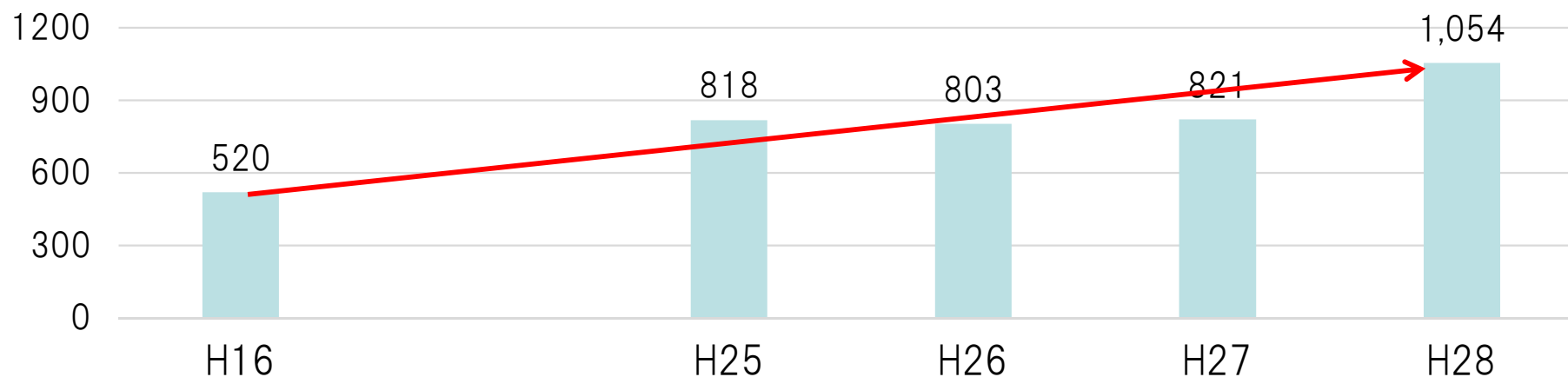
I 寄附実績の動向



国立大学への寄附の状況

■国立大学法人への寄附の推移

(億円)



※H16は決算書の寄附金収益の値

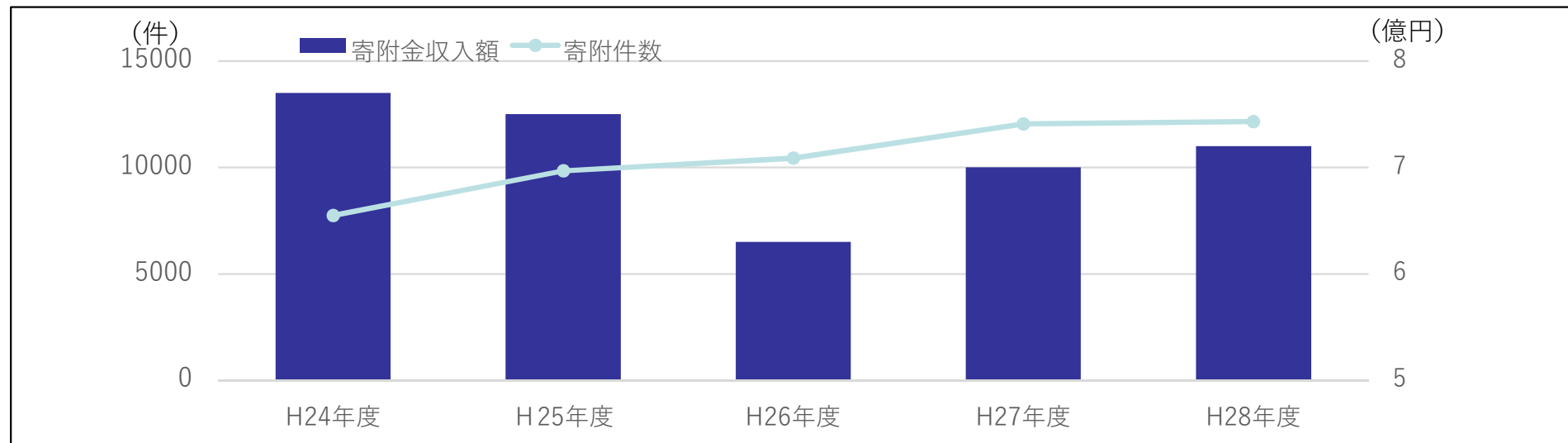
■寄附の内訳

	H24	H25	H26	H27	H28
個人寄附額	143億円	136億円	123億円	120億円	342億円
法人寄附額	703億円	682億円	680億円	700億円	711億円



公立大学への寄附の状況

■公立大学法人への寄附の推移



平成29年度公立大学実態調査より(文部科学省調べ)

■寄附の内訳

	H24	H25	H26	H27	H28
寄附金収入額	7.7億円	7.5億円	6.3億円	7.0億円	7.2億円
寄附件数	7,751件	9,845件	10,441件	12,046件	12,165件



学校法人への寄附の状況

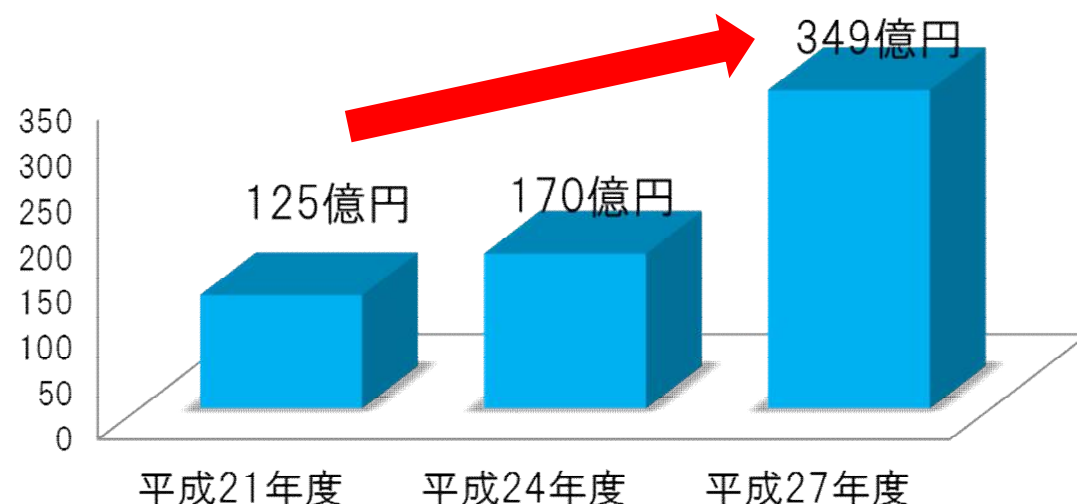
■大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
寄附金収入額	1,169億円	1,390億円	1,934億円	1,344億円	1,724億円

※ H26の寄附金受入額には、ある学校法人への巨額の現物寄附を含む。

【出典】私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成26年版及び平成28年版)」より文科省作成

■税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移



<個人現金寄附額の増加率の比較>

全法人 (H21: 193億円→H27: 396億円)	205%
税額控除対象法人 (H21: 125億円→H27: 349億円)	280%

※ 文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。
 ※ 27年度における税額控除対象法人について、当該法人の21年度、24年度、27年度の寄附金額を比較したもの。

研究法人、文化関係独法への寄附の状況

■国立研究開発法人(8法人)への寄附の推移

		H24	H25	H26	H27	H28
寄附金収入額		705百万円	557百万円	479百万円	1,346百万円	601百万円
	個人寄附額	181百万円	214百万円	162百万円	66百万円	247百万円
	法人寄附額	524百万円	343百万円	317百万円	1,281百万円	354百万円

■文化法人(日本芸術文化振興会、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館)への寄附の推移

		H24	H25	H26	H27	H28
寄附金収入額		258百万円	217百万円	2,292百万円	2,343百万円	2,464百万円
	個人寄附額	46百万円	64百万円	78百万円	74百万円	82百万円
	法人寄附額	212百万円	153百万円	2,213百万円	2,268百万円	2,382百万円



アメリカにおける大学の寄附の受入れ状況

■アメリカの大学への寄附 (出典) Council for Aid to Education(2018)

※黄色は州立大学

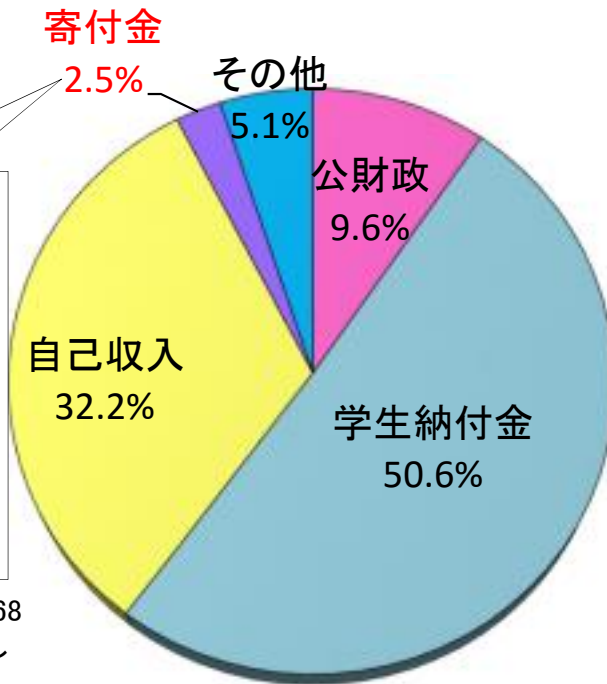
1	ハーバード	12億8000万ドル
2	スタンフォード	11億3000万ドル
3	コーネル	7億4350万ドル
4	MIT	6億7294万ドル
5	南カリフォルニア	6億6833万ドル
6	ジョンズ・ホプキンス	6億3691万ドル
7	ペンシルバニア	6億2649万ドル
8	コロンビア	6億0308万ドル
9	イエール	5億9589万ドル
10	デューク	5億8105万ドル

11	ニューヨーク	5億6712万ドル
12	ワシントン	5億5389万ドル
13	UCロサンゼルス	5億5093万ドル
14	シカゴ	4億8347万ドル
15	ミシガン	4億5613万ドル
16	ノートルダム	4億5143万ドル
17	UCサンフランシスコ	4億2217万ドル
18	UCバークレー	4億0459万ドル
19	オハイオ	4億0185万ドル
20	インディアナ	3億9826万ドル



日米の私立大学への寄附の状況について

日本の私立大学法人

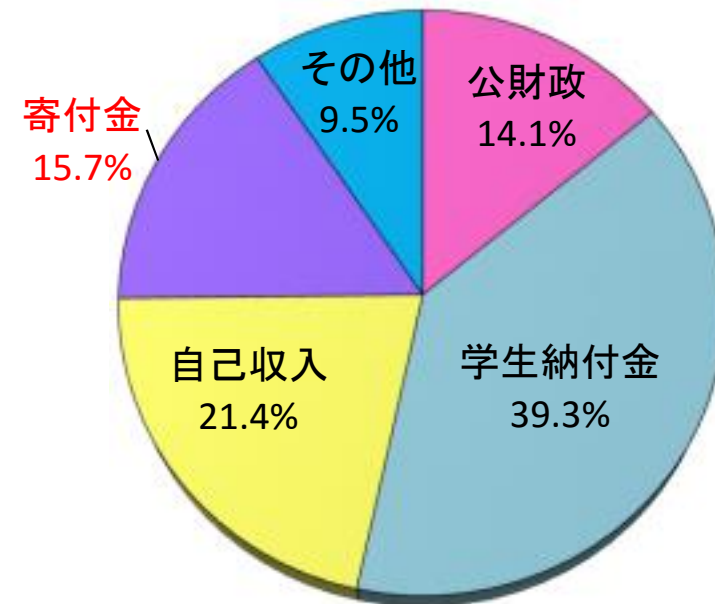


仮にアメリカと同程度の割合(約1.5割)まで拡充した場合・・・
**私立大学全体で約7,838億円
の収入増(※)**

(※) 寄附金総収入(約1,568億円)が6倍になると仮定した場合の推計。

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度今日の私学財政」(平成28年度決算の大学法人)

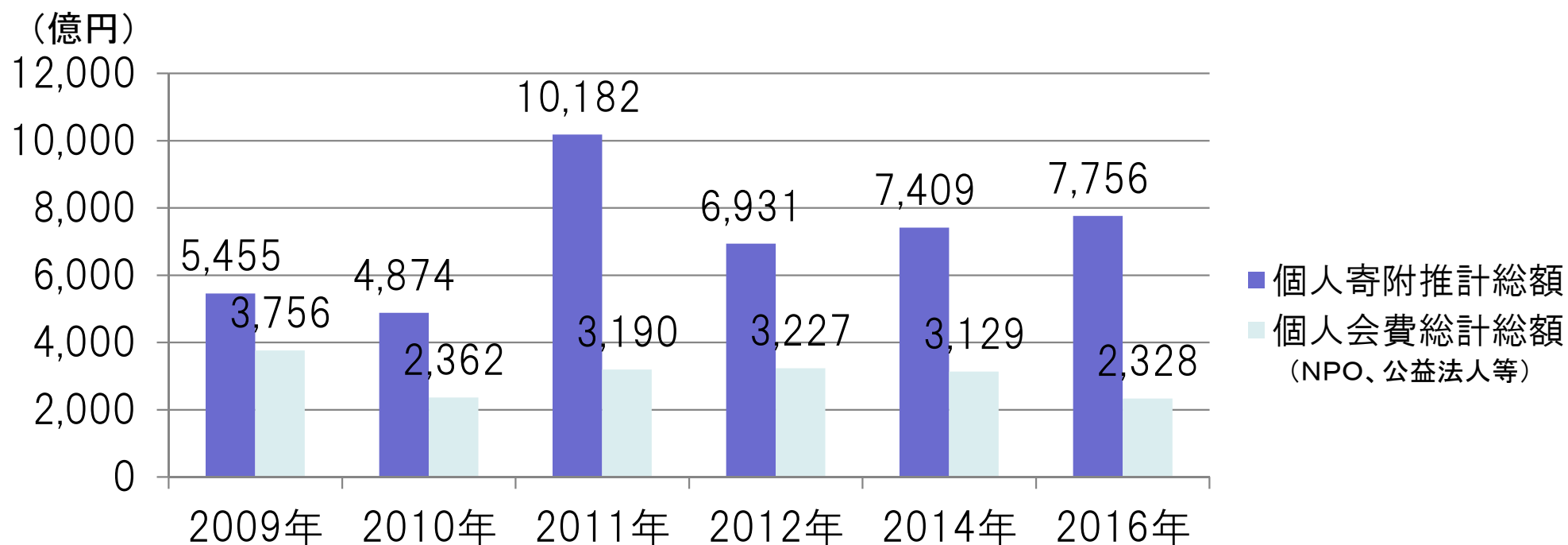
アメリカの私立大学



(出典) U.S. Department of Education, Digest of Education Statistics, Table 333.40 (2015-2016)

我が国における個人寄附の推移等

■日本における個人寄附総額・会費総額の推移（データ出典：寄付白書2017）



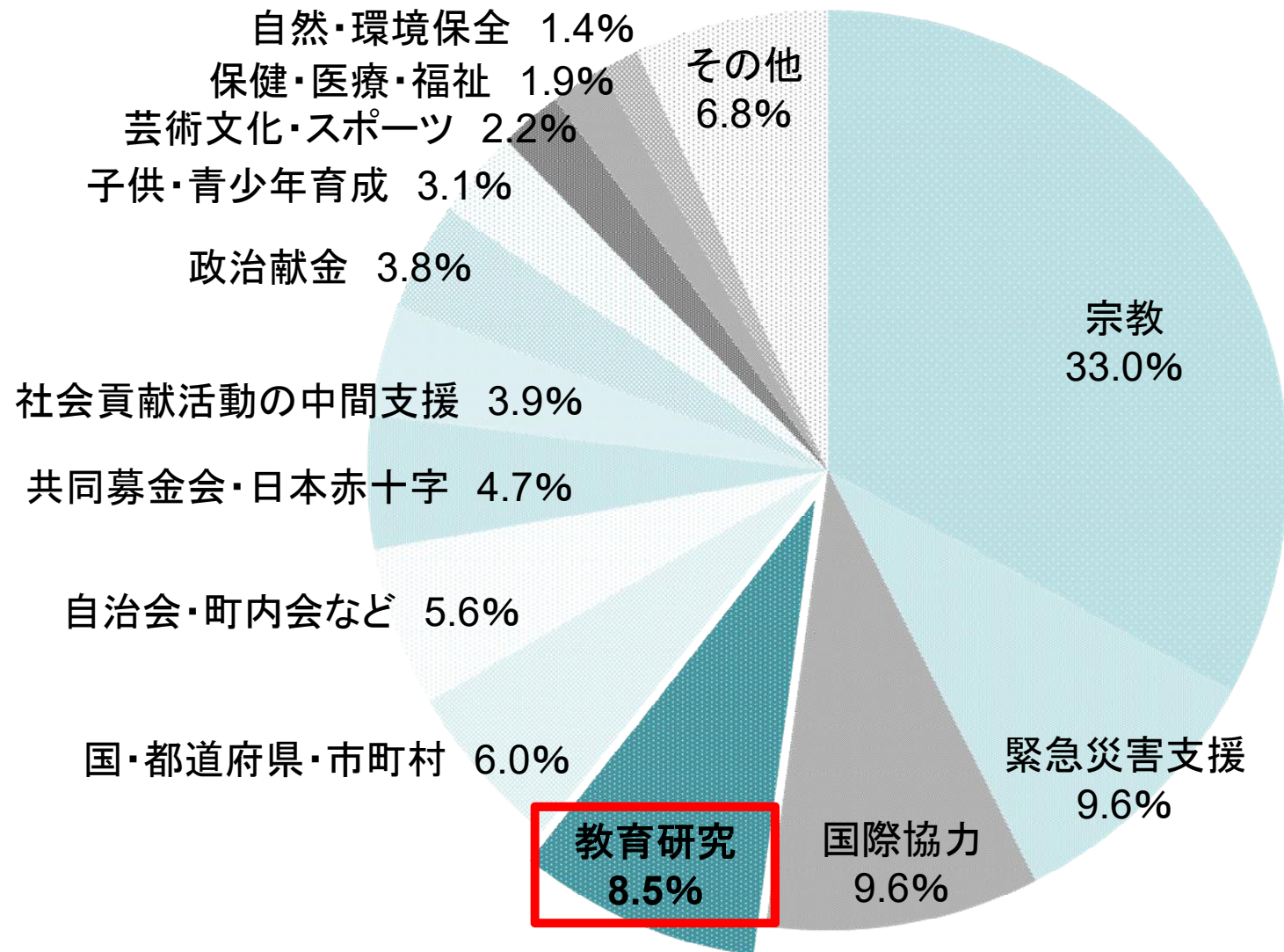
■個人寄附総額の日米英比較（データ出典：寄付白書2017）

	円換算	現地通貨	名目GDP比較	為替レート
日本	7,756億円	—	0.14%	—
アメリカ	約30兆6,664億円	2,818.6億ドル	1.44%	1ドル=108.8円
イギリス	約1兆5,035億円	97億ポンド	0.54%	1ポンド=155.0円



我が国における個人寄附の内訳

■個人寄附の内訳(出典:共助社会づくり推進のための関係府省連絡会議(第1回)内閣府(市民活動促進担当)提出参考資料)



Ⅱ 寄附促進に係る諸制度



文部科学行政分野への寄附に係る税制優遇の概要

■寄附に係る所得税、法人税の税制優遇

		国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学	国立研究法 人(独法)	公益社団 ・財団法人
所得 税	所得控除 寄附金-2,000円を所得から控除	○	○	○	○	○
	税額控除 (寄附金-2000円)の40%を所得税額 から控除	×	○ (PST要件)	△ (※1)	×	○ (PST要件)
法人 税	特増寄附枠 (所得×3.125%+資本等×0.1875%) を損金算入		○		○	○
	国・自治体への寄附、 指定寄附 寄附金全額を損金算入	○	○ (私学事業団を通じ た場合)	○	△ (※2)	△ (※2)

※1 経済的理由により修学が困難な学生等に対する①授業料減免、②奨学金、③留学支援、④TA・RA等の修学支援事業に限定。

※2 重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。

諸外国との寄附優遇税制の比較

	個人寄附			法人寄附
	控除方式	上限適用額	繰越控除	
日本	所得控除又は税額控除(控除率40%)の選択制 (税額控除は要件を満たす法人・事業※1のみ)	所得の40% (注)税額控除の場合、控除税額について所得税額の25%を限度	不可	一定の金額を損金算入又は全額損金算入※2
米国	所得控除	寄附先に応じ、所得の30%又は50%	可 (5年)	所得の10%を限度として損金算入
カナダ	税額控除(200カナダドルまでは控除率15%、それを超える分については控除率29%)	所得の75%	可 (5年)	所得の75%を限度として損金算入
英国	所得控除 (注)Gift Aidという制度により寄附する場合には1ポンド当たり0.25ポンド政府が上乗せして支払う。 (＝控除率20%の税額控除と同等の効果)	なし (注)Gift Aidの場合、上乗せ分があるのは所得税額の4倍まで。	不可	全額損金算入
ドイツ	所得控除	所得の20%	可 (最大9年)	所得の20% 又は 売上高と支払給与の合計額の0.4%を限度として損金算入
フランス	税額控除(控除率66%)	所得の20%	可 (5年)	寄附金額の60%を税額控除(年間売上額の0.5%を上限)
オーストラリア	所得控除	なし	可 (5年)	個人の場合と同じ
ニュージーランド	税額控除(控除率33.3%)	なし	不可	全額損金算入

※1 公益認定法人、認定NPO法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうちPST要件を満たす法人、国立大学法人等の修学支援事業 (寄付白書2017等から作成)

※2 国、地方公共団体、指定寄附対象団体への寄附は全額損金算入。その他特定公益増進法人への寄附は一般法人への損金枠((資本金等の額の0.25%+所得金等の2.5%)×1/4)とは別に(資本金等の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2)の損金算入が可能。



(参考)ふるさと納税

- ・ 上述の国税への寄附とは別に住民税の控除を受けられる寄附がある。(自治体が指定する)
- ・ 都道府県・市区町村に対する寄附は「ふるさと納税」として、寄附金のうち2千円を超える部分について、住民税の2割まで、所得税・個人住民税から全額が控除される。
- ・ (例)所得税の限界税率20%の人が3万円寄附した場合

【所得税】 (3万円－2千円) × 20% = 5,600円	【住民税】 (基本) (3万円－2千円) × 10% = 2,800円	【住民税】(ふるさと納税特例) (3万円－2千円) × <u>70%</u> = 19,600円	2千円
--------------------------------------	--	--	-----

(90%－限界税率)

$(3万円 - 2千円) \times (20 + 10 + 70)\% = 28,000円$ 控除される

(参考)

○熊本県ふるさと納税寄附金「夢教育応援分」

「夢教育応援分」を選んで寄附をすると、応援したい高校等(私学含む)を指定することができ、その場合、

- ・寄附額の1/2が指定された高校等に配分され、各校等の「夢教育」を推進する事業に活用
- ・残り1/2は県全体の「夢教育」を推進する事業に活用



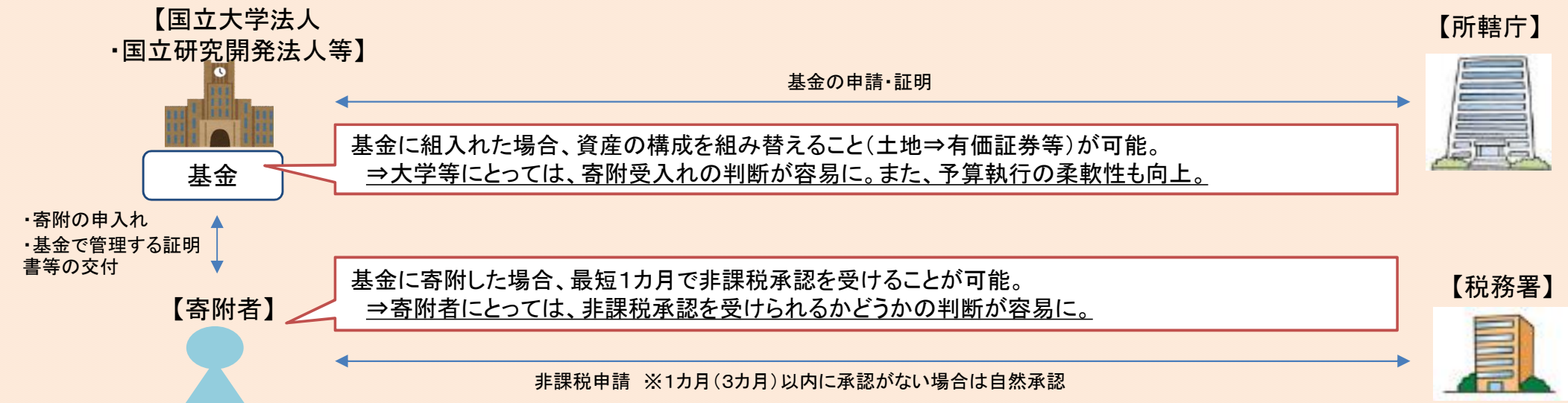
国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の 非課税承認を受けるための要件の緩和等

H30改正

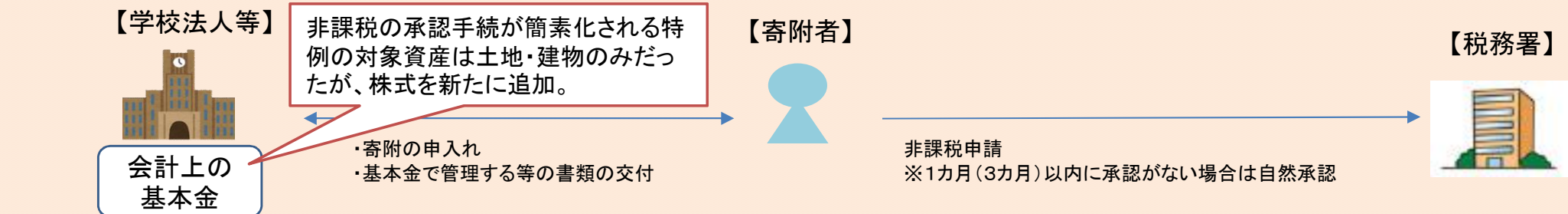
- 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人、公益社団法人、公益財団法人に対して個人が現物資産（土地、建物、株等）の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和。また、当該基金内での資産の代替要件も緩和。
 - 学校法人、社会福祉法人についても、現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続きが簡素化される特例の要件の対象資産に新たに株式を追加。
- ※みなし譲渡所得課税の非課税承認…現物資産の寄附に当たり、キャピタルゲイン（値上がり益）がある場合、当該金額に対しては所得税が寄附者に課される。ただし、公益目的の事業に寄附する場合は国税庁長官の承認を受け、非課税とすることができる。

これまでの課題 ①みなし譲渡所得税非課税の承認要件として原則、寄附資産を当該資産のまま（土地なら土地のまま）保有することが必要、②非課税承認を受けるまでに時間がかかる等の課題あり。

◆国立大学法人・国立研究開発法人等への現物資産の寄附（認められた内容のイメージ）



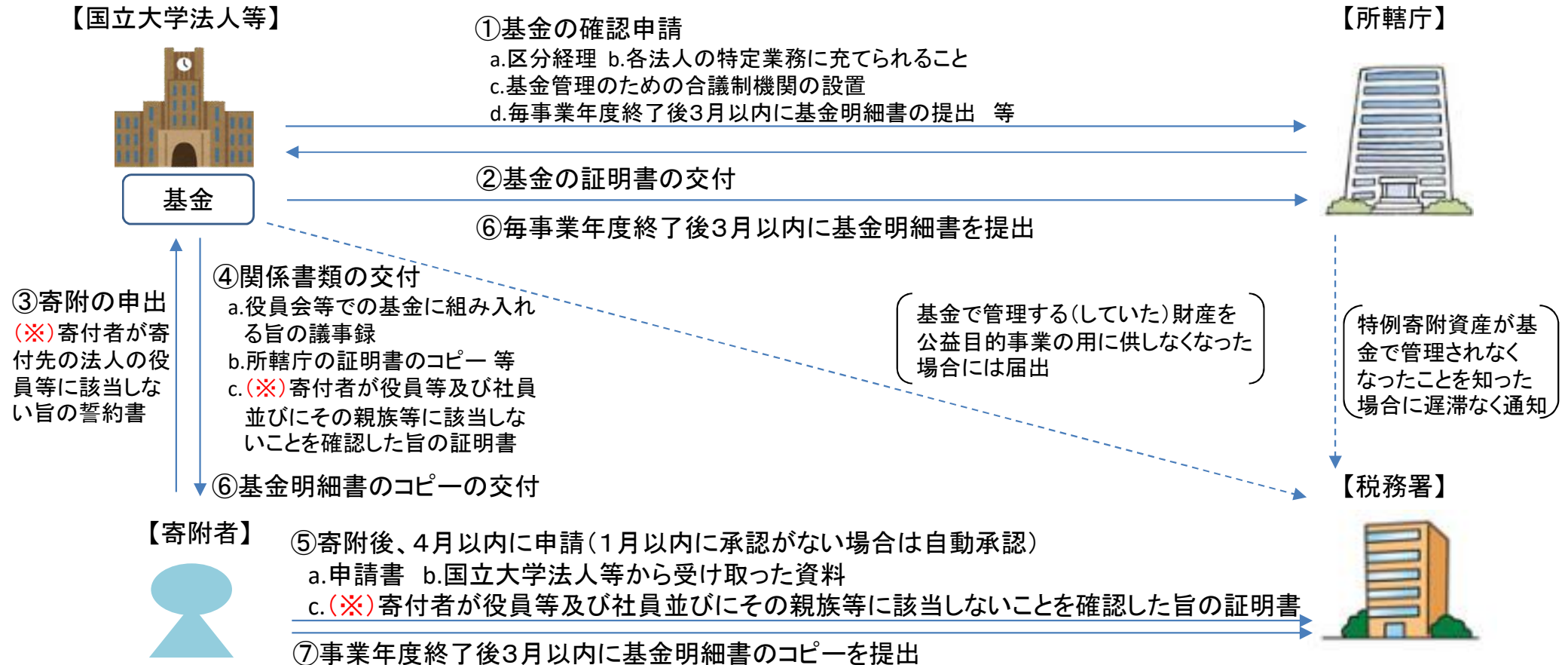
◆学校法人等への現物資産の寄附



非課税承認を受けるための流れ

【ポイント】

- 非課税承認を受けるためには、要件を備えた基金を設置し、所轄庁の証明を受けることが必要。
- 寄付者はみなし譲渡所得非課税の申請書と合わせて、当該証明及び最初の事業年度の基金明細書を提出。
- 国立大学法人等は毎年度、所轄庁に対して、受け入れた資産を適切に管理しているかがわかる基金明細書を提出。



(※)の部分は国立研究開発法人(国100%出資以外の法人)、公益認定法人にのみ必要となるもの



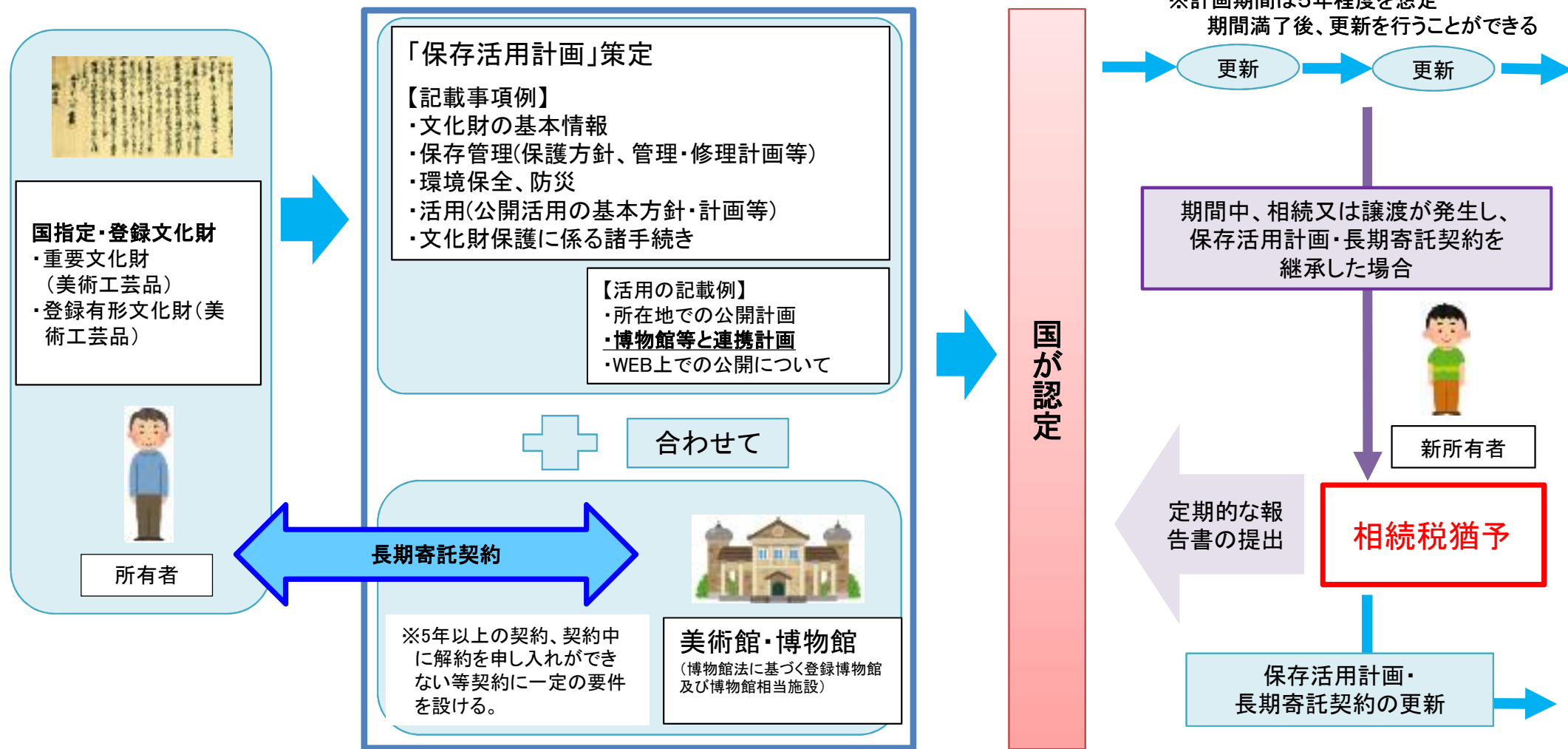
より詳しい制度の詳細はこちら。

- ー国税庁リーフレット http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h30kouekihoujin_01.pdf
- ー国立大学法人等向け申請の手引き http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1403895.htm
- ー公益認定法人向け申請の手引き <https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

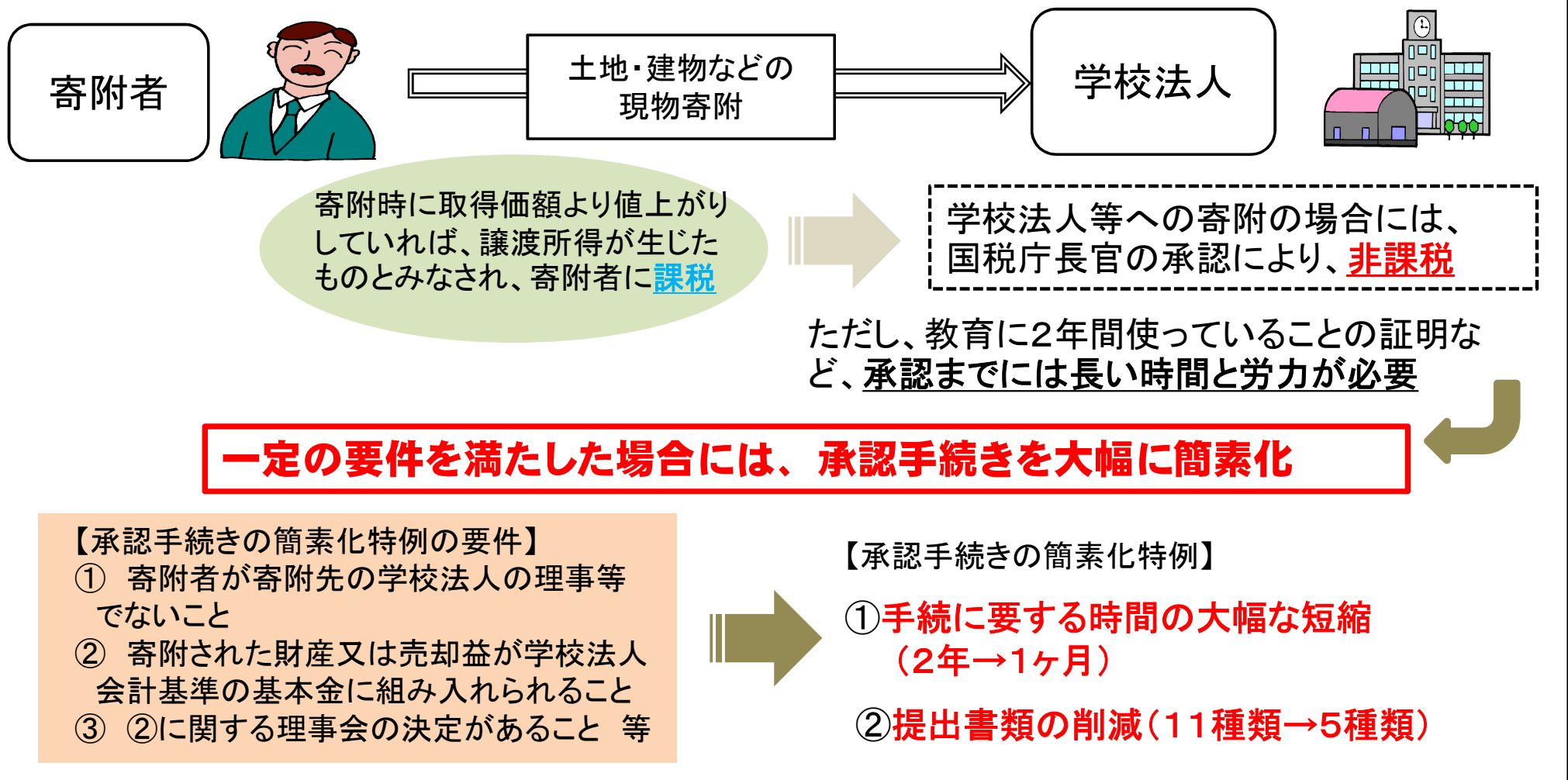
文化財保護制度の見直しにより、国指定・登録文化財(美術工芸品)の所有者等が「保存活用計画」を策定し、国が認定する仕組みを創設。合わせて美術館等と長期寄託契約を締結し、公開した場合に計画期間中の相続税の納税を猶予することにより、文化財の散逸等を防ぎ、次世代へ確実に継承するとともに、文化財の計画的な保存・活用を促進する。

国指定等文化財のスキーム図(イメージ)

※文化財保護法の改正により新たに「保存活用計画」の仕組みを構築



みなし譲渡所得税の非課税措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続きが必要であるところ、従来、大学等を設置する学校法人のみに認められた手続きの簡素化特例を、高校以下の学校のみを設置する学校法人にも拡大する。



大学等を設置する学校法人のみに認められた特例の対象を、高校以下の学校のみを設置する学校法人にも拡大し、寄附の促進による教育環境のさらなる充実へ

国立大学法人等が実施する学生等への修学支援事業に対する個人寄附に係る 税額控除の導入【所得税等】

H28改正

国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。

【対象法人】

国立大学法人、公立大学法人、(独)国立高等専門学校機構、(独)日本学生支援機構(JASSO)

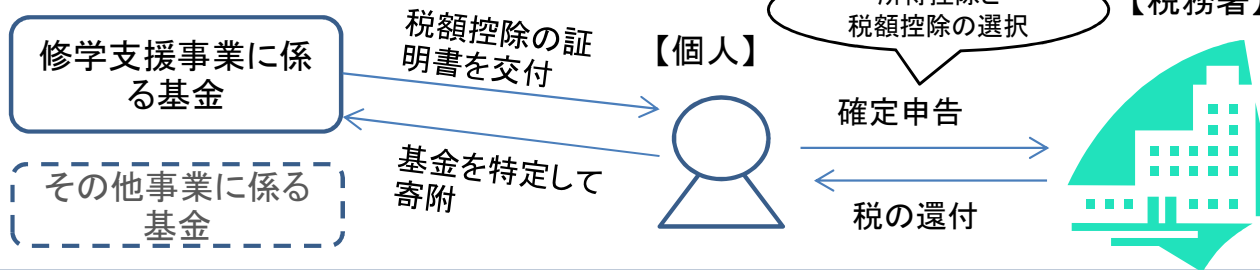
※これら法人のうち、PST(パブリック・サポート・テスト)要件等を満たす法人。

【対象事業】

経済的理由により修学が困難な学生等に対する①授業料減免、②奨学金、③留学支援、④TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)等に係る費用負担

※所轄庁が税額控除の対象となる事業かどうかの確認を行い、証明書を各法人に交付する。

【国立大学法人等】



- ◆所得控除
(寄附金額－2,000円)
を所得から控除
- ◆税額控除
(寄附金額－2,000円)
×40%を所得税額から
控除

- 国立大学法人への個人寄附は約7万件で95億円(平成26年度実績)。うち、修学支援に係る分は約1.1万件(16.6%)で17.6億円(18.6%)。
- 一方、修学支援に係る個人寄附が、全体の個人寄附の約8割を超える大学も存在しているなど、大学によって寄附の受入れ実態は大きく異なる。
- 小口寄附に有利とされる税額控除制度の導入を契機に、個人からの寄附金の獲得をさらに推進することにより、学生の修学環境の改善ひいては国立大学の経営環境の改善が期待される。

- 税額控除は寄附者にとって所得控除よりも有利に働く場合も多い制度ですが、寄附を受ける学校法人が寄附実績に係る一定の要件を満たすことが必要で、従来、寄附実績の少ない小規模な学校法人をはじめとして、活用が困難な状況にありました。

平成26年度までのPST要件(※PST要件:パブリック・サポート・テスト要件)

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上

平成27年度税制改正

実績判定期間内に、定員等の総数が5,000未満の事業年度がある法人は、定員等に応じて要件が緩和。
結果として…

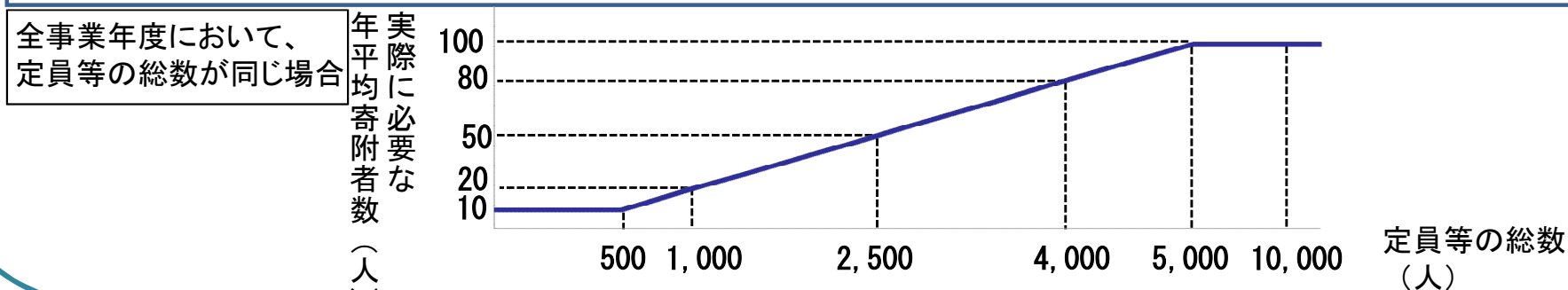
寄附募集に取り組む規模の小さな学校法人が税額控除の対象になりやすくなりました。

緩和後のPST要件

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上。ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄附者} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数} (\text{当該定員等の総数が} 500 \text{ 未満の場合は} 500)}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上



制度の概要

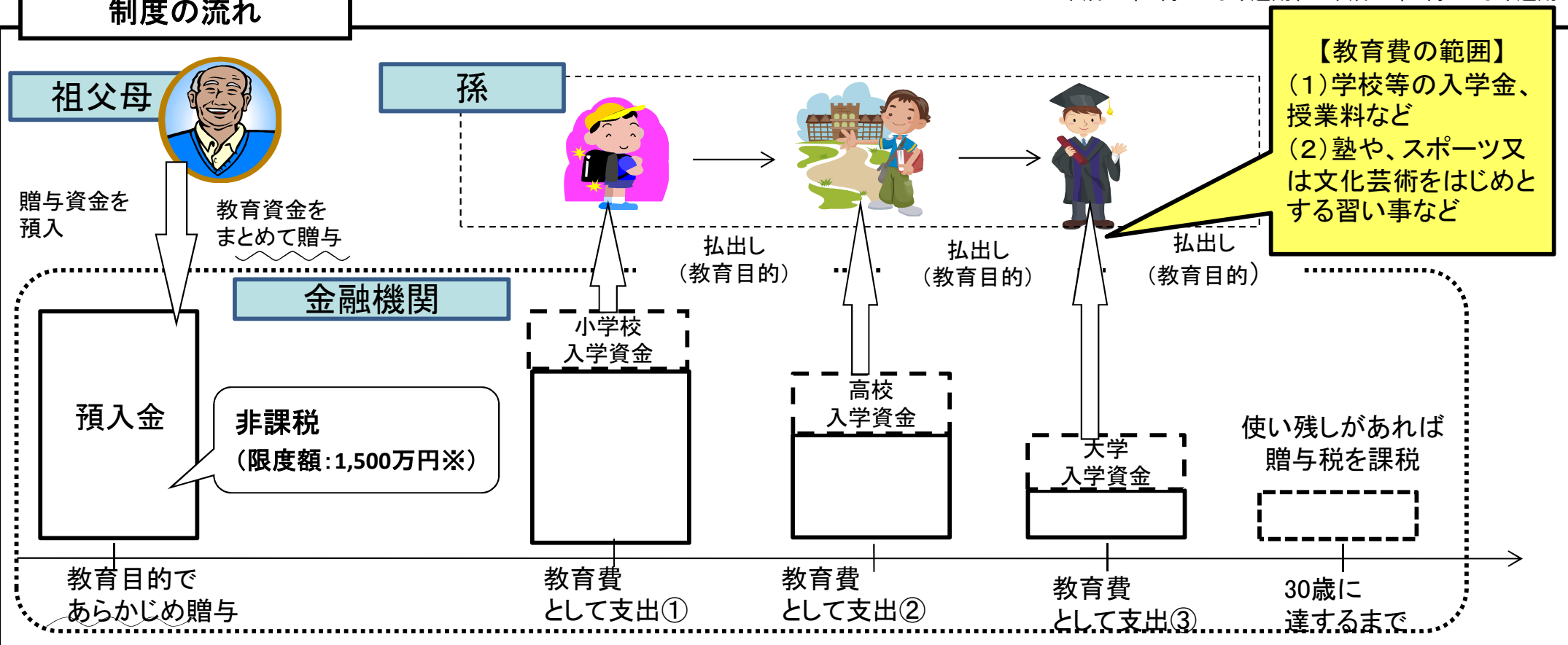
- 祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円(学校等以外の者(塾や習い事など)に支払われるものについては、500万円が限度)を非課税とする。
- 教育資金の用途については、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。

平成27年度税制改正要望の結果

- 平成27年度税制改正大綱(平成27年1月14日閣議決定)において、非課税措置の延長、非課税対象範囲の拡大(通学定期券代や留学渡航費等)*、手続の簡素化(1回1万円、1年24万円までのものについては、領収書等の提出を緩和)**が決定された。

*平成27年4月1日より適用、**平成28年1月1日より適用

制度の流れ



参考 国立大学に対する寄附の状況

国立大学法人等への寄附の状況

○法人化以降、個人寄附金額は頭打ちが続いていたが、平成28年度税制改正要望における修学支援基金への個人寄附にかかる税額控除の導入もきっかけとなり、平成28年度の個人寄附（現金）は増加。

■修学支援基金を設けた国立大学法人への寄附金額の推移例

修学支援基金の確認を受けた法人数（平成28年度）：77法人

※増加率：（H28の数値－H27の数値）／H27の数値×100
※小数点以下は四捨五入

大学名	個人寄附者数		増加率	個人寄附金額（千円）		増加率
	27年度	28年度		27年度	28年度	
静岡大学	24	520	2067%	11,733	93,269	695%
東京工業大学	991	1297	31%	124,128	3,321,824	2576%
東京芸術大学	54	111	106%	72,075	1,224,160	1598%
鳴門教育大学	6	99	1550%	14,979	22,211	48%
茨城大学	46	173	276%	1,047	6,502	521%
お茶の水女子大学	834	1039	25%	145,099	1,201,570	728%
筑波大学	775	4588	492%	189,019	327,176	73%
長岡技術科学大学	4	12	200%	1,320	5,679	330%

77大学合計 個人寄附者数 **約 9、000人増加**（46,858人→55,849人）
個人寄附金額 **約 74億円増加**（107億円→181億円）

国立大学法人等への寄附の状況②

○各大学においても中期計画において寄附金の増加を目標に掲げ、具体的な取組を実施。

■第2期中期目標期間中の各大学の取組 ※第2期中期目標期間評価結果から抜粋

東京芸術大学

平成13年に破壊されたバーミヤン東大仏の天蓋を飾っていた壁画「太陽神と飛天」を、大学の特許技術を活用して原寸大で完全復元するため、教員等の個々の作品制作や演奏活動等において一般的な資金調達方法となっていたクラウドファンディングを大学として試行的に採用することとし、平成27年度にクラウドファンディング企画会社と提携して目標金額400万円を超える463万円の支援金を獲得し、復元制作を実現。

筑波大学

基金事業室（後に連携・渉外室に再編）を設置し、地域の経営者及び卒業生等とのネットワークを構築し基金の規模拡大のための活動を展開。また、クレジットカード決済による継続寄附、古本募金、ふるさと納税大学版の「筑波フューチャーシッププレミアム」制度、財物による寄附の導入等の環境を整備するとともに、寄附の最低額を100円とする「ワンコイン募金キャンペーン」を実施するなど基金活動を推進。これらの取組の結果、平成27年度末までの募金（寄附）総額は、平成24年度から倍以上の約5億2,500万円となっており、第1期中期目標期間から第2期中期目標期間にかけての寄附金収入が約47.0%増加。

九州大学

平成23年の創立百周年を契機に百周年記念事業に取り組み、総長・理事の働きかけに基づき各界で活躍する著名な同窓生の参画を得て発足させた「九州大学百周年記念事業推進会」と大学とが密接な連携の下で募金活動を展開し、平成26年度末までに建物建設費を含めて総額約100億円の寄附を獲得。この結果、第1期中期目標期間から第2期にかけて寄附金収入が49%増加。

島根大学

各学部同窓会と連携し、東京、広島、九州において同窓会地域支部が結成して協力体制を強化するとともに、大学憲章に基づいた取組のために創設している島根大学支援基金について、古代出雲文化フォーラム支援、エチオピア留学生等の支援等、使用目的を限定した冠基金を平成24年度に導入し、募集すること等により、第2期中期目標期間における寄附金の平均受入額は第1期中期目標期間と比較して23%増加。

■第3期中期目標期間の目標値等

◆中期目標・中期計画において寄附金受入額の向上を掲げる法人：75法人

<中期計画の例>

○全学的な取組を通じた寄附受入金額の増額（奈良女子大学）

留学生支援、国際交流、教育研究環境等を充実・発展させるために、同窓会組織である佐保会の活動や卒業生の活躍を広報活動の中で取り上げる機会を増やす等、ステークホルダーとの連携を強化し、寄附金の増加に向けた全学的な取り組みを通じて年間平均寄附受入総額5,000万円を達成する。

主な効果(実績)

○ A大学

専任の職員の配置により体制を整備し、各種寄附金に関する制度設計の立案、運用方法に対する助言等を行うとともに、寄附金収入の拡大に向けて産業界、自治体、同窓会等との連携強化、地元企業への呼びかけを実施。その結果、平成27年度寄附金受入額が前年度と比較して約156%増加。

○ B大学

パンフレットの作成・配布、寄附のWEBページの充実、同窓会や卒業生、在学生の保護者等への働きかけなど広報活動を活発に展開。その結果、平成27年度の寄附金額は前年度の約30倍に増加。

古本募金やクレジットカードによる募金を開始し、広報活動を積極的に行った結果、その後の2か月間で寄附件数が約100件、古本募金が約40件増加。

○ C大学

- ・ 米国在住者向け寄附受入窓口の開設(現地の法人と連携して窓口を開設)
- ・ 遺贈関係相談窓口の体制整備
- ・ 卒業生キーパーソン開拓と訪問活動

○ D大学

企業約100社への寄附金収集及び基金造成等のための訪問、交渉及び個人約30人への寄附依頼を行い、平成27年度は前年度を約1,100万円上回る、約1,300万円の寄附実績を達成。

参考：寄附金等外部資金活用促進経費

【概要】

各国立大学における寄附金等の外部収入を積極的に確保するための体制整備を促進するために必要な経費を措置(平成27年度～平成29年度)

【対象となる用途】

主に寄附金(基金)の収集、対外折衝、基金運用等の業務に従事する職員(ファンドレイザー)の雇用

【措置額(平成29年度)】

930万円×1名×40大学＝3.72億円(運営費交付金の内数)

※過去の寄附金収集の確保実績から、寄附金等外部資金活用促進経費を充当した場合の効果が高いと見込まれる大学に対して措置

【改正前】国立大学法人等における余裕金の運用は元本保証のある金融商品(※)に限定

※①国債、地方債などの有価証券の取得 ②銀行などの預金 ③金銭信託

(平成29年4月～)

文部科学大臣の認定を受ければ、寄附金等を原資とする業務上の余裕金の運用を、より収益性の高い次のような金融商品に拡大

- 【1】一定の元本保証のない金融商品（投資信託、無担保社債、外貨建て外国債など）
- 【2】預金又は貯金（外貨建ても含む）
- 【3】金銭信託（元本保証なしも含む）

※文部科学大臣の認定では、

- ・運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法が定められていること
例) 運用方針、学内の運用担当者の権限と責任、運用状況のモニタリングなど
- ・運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること
例) 資金運用のための委員会を学内に設置し、その委員に、資金運用に関する知識・経験を有する者を任命するなど、運用のための体制のいずれにも適合していることを確認